

仕 様 書

1. 件 名 量子免疫研究実験業務労働者の派遣契約

2. 目 的 量子技術・量子論を基盤とした生命現象の根本原理の解明及び医療・健康分野等における革新的研究開発及び量子技術イノベーション戦略に基づく「量子生命科学」事業の進捗に必要となる受託事業「ムーンショット型研究開発事業：微小炎症を超早期に検出する生体イメージング技術の開発」において微小炎症関連因子の同定を効率的に遂行するため研究・実験補助業務を行う。

3. 業務概要

- (1) ナノダイヤモンドを用いた量子センシング実験の補助
- (2) 実験動物を用いた量子センシング実験の補助
- (3) 実験動物の飼育補助
- (4) 実験データ整理
- (5) 研究業務全般の補助
- (6) 事務作業の補助

4. 業務内容詳細

- (1) 量子センシング技術を用いた高感度 ELISA 系の確立
- (2) 実験動物を用いたナノダイヤモンド導入自己反応生 T 細胞の動物個体内動態評価及び in vivo 量子センシング実験の補助
- (3) 上記 (2) で使用する実験動物の飼育業務補助
- (4) 実験データの取りまとめ
- (5) 上記 (1) ~ (4) の遂行に必要な業務補助
※動物管理区域に立ち入り業務を行う。
- (6) 研究室運営に関わる事務的作業の補助

5. 業務に必要な経験・資格

- ・生物系あるいは理学系の修士または博士課程を修了していること
- ・フローサイトメーターの使用経験を有すること
- ・蛍光免疫染色の経験を有し、蛍光顕微鏡を用いた蛍光画像の取得経験を有すること
- ・DNA、RNA、タンパク質の抽出、電気泳動経験を有すこと
- ・マウスの飼育および交配経験を有すること
- ・英文の論文を読解することが出来ること
- ・Word, Excel, Power Point 等を使用し資料作成・整理、データ整理等の経験を有すること

6. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

7. 就業場所

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 千葉地区

千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1

ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等

TEL:043-206-3459

8. 組織単位

量子生命科学研究所 量子生命センシンググループ 量子免疫学チーム

9. 指揮命令者

量子生命科学研究所 量子生命センシンググループ グループリーダー

10. 派遣期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

11. 就業日、就業時間及び休憩時間

(1) 週5日間（土、日、祝日及び、12月29日～1月3日の年末年始の休日を除く）

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

(2) 就業時間：9:30～16:10（休憩時間60分を含む）

(3) 休憩時間：12:00～13:00

※必要に応じ、上記就業時間外であっても業務を実施する場合がある。なお、就業時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

※派遣者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

12. 派遣先責任者

千葉管理部 庶務課長

13. 人員 1名

派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は交代要員を配置させる等、当機構担当職員と協議のうえ必要な措置を講ずること。

14. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者もしくは60歳以上の者に限定するか否かの別無期雇用者に限定しない

15. 派遣労働者の服務等

- (1) 派遣労働者は、業務上知り得た情報を、当機構の許可なしに第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- (2) 派遣労働者は、当機構が定める諸規定を遵守し、とりわけ安全及び衛生管理の諸規定に従うこと。
- (3) 当機構への通勤は、公共交通機関を利用することとし、車通勤は認めない。
- (4) 一般健康診断、アレルギー検査については派遣元が負担し、特殊健康診断については当機構の負担とする。
- (5) 派遣労働者は、当機構の管理上の諸規程に従うほか当機構担当職員とよく相談し、業務を効率よく遂行するものとする。
- (6) 業務遂行上得られた特許等知的所有権は、当機構に属するものとする。
- (7) 異常事態が発生した場合には、直ちに所定の連絡先に通報しその指示に従うものとする。
- (8) 派遣元は派遣労働者に、千葉地区遺伝子組換え実験安全管理規則及び動物実験等実施に関する規程その他当機構の諸規程を遵守させるものとする。
- (9) 派遣元は派遣労働者に、安全管理を徹底させるほか職務態度等について万全の監督を行うものとする。
- (10) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、当機構の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。
また、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ①在宅勤務の際に作成した成果物等を、当機構外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - ②上記①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。
- (11) 在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

16. 提出書類：派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。

提出先及び提出部数は、指揮命令者及び派遣先責任者に各1部提出するものとする。

- (1) 仕様書「5. 業務に必要な経験・資格」に定める資格要件等を有することを証明する資料（派遣開始前までに）
- (2) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (3) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (4) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (6) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）

※届出日付又は取得日付を含む。ただし、不要な個人情報は黒塗りとすること。

（7）その他契約上必要となる書類

※上記（4）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

17. 検査

毎月履行完了後、当機構職員が、履行状況をタイムシート等で確認したことをもって検査合格とする。

18. その他

- （1）業務遂行上派遣労働者が被った災害は、当機構の原因に起因するものを除き、当機構は損害賠償責任を除いた一切の責任を負わないものとする。
- （2）派遣労働者はマウス及びラットへのアレルギーがないことが望ましい。
- （3）派遣労働者はアナフィラキシー既往歴がないこと。
- （4）業務開始後の教育訓練等は当機構にて実施する。
- （5）その他、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合、派遣先、派遣元双方が協議の上処理するものとする。
- （6）派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- （7）当機構の業務の都合により本仕様書に定める就業場所以外での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。

19. グリーン購入法の推進

- （1）本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- （2）本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること

（要求者）

部（課）室名：量子生命科学研究所
量子生命センシンググループ
量子免疫学研究チーム
氏名：村上 正晃